

船舶検査証書

第26号 1/2

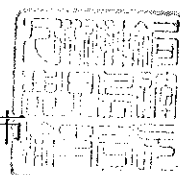
船種及び船名	汽船 フェリー太陽
船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	135426
船籍港又は定係港	鹿児島県熊毛郡屋久島町
総トン数又は船舶の長さ	499トン
用途	旅客船兼自動車渡船
船舶所有者	鹿児島県熊毛郡屋久島町
有効期間	令和8年2月15日 まで

船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。

令和2年11月17日

九州運輸局鹿児島運輸支局長

金平 成市



航行上の条件

航行区域又は従業制限
(国際航海に従事する船舶にあつては、その旨)

沿海区域
(A2水域(湖川を含む。)であつて、北緯45度54分23秒東経142度29分45秒の地点、北緯45度34分50秒東経144度54分41秒の地点、北緯44度38分32秒東経147度2分8秒の地点、北緯43度12分17秒東経148度36分44秒の地点、北緯41度26分28秒東経149度27分4秒の地点、北緯39度33分52秒東経149度27分5秒の地点、北緯37度48分4秒東経148度36分45秒の地点、北緯36度21分48秒東経147度2分10秒の地点、北緯35度25分30秒東経144度54分43秒の地点、北緯34度24分59秒東経143度59分47秒の地点、北緯34度5分23秒東経146度6分11秒の地点、北緯33度9分東経147度57分19秒の地点、北緯31度42分37秒東経149度19分49秒の地点、北緯29度56分39秒東経150度3分43秒の地点、北緯28度3分51秒東経150度3分44秒の地点、北緯26度17分53秒東経149度19分50秒の地点、北緯24度51分29秒東経147度57分20秒の地点、北緯23度55分5秒東経146度6分12秒の地点、北緯23度35分30秒東経143度59分49秒の地点、北緯23度55分5秒東経141度53分24秒の地点、北緯24度51分29秒東経140度2分15秒の地点、北緯26度17分52秒東経138度39分46秒の地点、北緯28度3分50秒東経137度55分52秒の地点、北緯27度10分34秒東経136度6分19秒の地点、北緯27度26分39秒東経133度55分47秒の地点、北緯25度33分50秒東経133度55分47秒の地点、北緯23度47分50秒東経133度12分51秒の地点、北緯22度21分24秒東経131度52分11秒の地点、北緯21度24分59秒東経130度

***** 以下次葉 *****

航行上の条件

	<p>**** 航行区域又は従業制限（続き） ****</p> <p>3分30秒の地点、北緯21度5分24秒東経127度59分53秒の地点、北緯21度24分59秒東経125度56分17秒の地点、北緯22度21分24秒東経124度7分35秒の地点、北緯23度47分49秒東経122度46分54秒の地点、北緯25度33分50秒東経122度3分59秒の地点、北緯27度26分39秒東経122度3分59秒の地点、北緯29度12分39秒東経122度46分53秒の地点、北緯30度39分5秒東経124度7分35秒の地点、北緯31度35分28秒東経125度56分16秒の地点、北緯31度50分7秒東経126度57分7秒の地点、北緯34度21分12秒東経129度5秒の地点、北緯35度12分29秒東経129度28分17秒の地点、北緯35度58分50秒東経130度6分33秒の地点、北緯36度38分50秒東経130度53分44秒の地点、北緯37度11分17秒東経131度48分25秒の地点、北緯39度33分51秒東経135度32分28秒の地点、北緯41度26分27秒東経135度32分28秒の地点、北緯43度12分15秒東経136度22分47秒の地点、北緯44度38分31秒東経137度57分23秒の地点、北緯45度34分49秒東経140度4分49秒の地点及び北緯45度48分29秒東経141度16分23秒の地点を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた水域に限る。） (船舶設備規程第146条の10の3の水域を定める告示(平成4年運輸省告示第51号)の水域に限る。)</p>
<p>最大搭載人員</p>	<p>旅客 1. 鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦港を起点として航行予定時間2時間未満の場合 150人 2. その他の場合 0人 船員 7人 その他の乗船者 0人 計 1. の場合 157人 2. の場合 7人</p>
<p>制限汽圧</p>	<p>*****</p>
<p>満載喫水線の位置</p>	<p>乾げん甲板を標示する水平線（甲板線）の上縁の位置 船の長さの中央の上甲板の梁上側板上面の延長と外板の外面との交点から上方へ4mm 満載喫水線標識の水平線の上縁・海水満載喫水線の位置 甲板線の上縁から下方へ966mm 上記の各種満載喫水線に対応する淡水満載喫水線の位置 上方へ49mm</p>
<p>区画満載喫水線の位置</p>	<p>*****</p>
<p>木材満載喫水線の位置</p>	<p>*****</p>
<p>その他の航行上の条件</p>	<p>鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦港を起点として航行予定時間2時間未満の水域以外の水域を航行する場合は、車両の搭載を禁止する。</p>